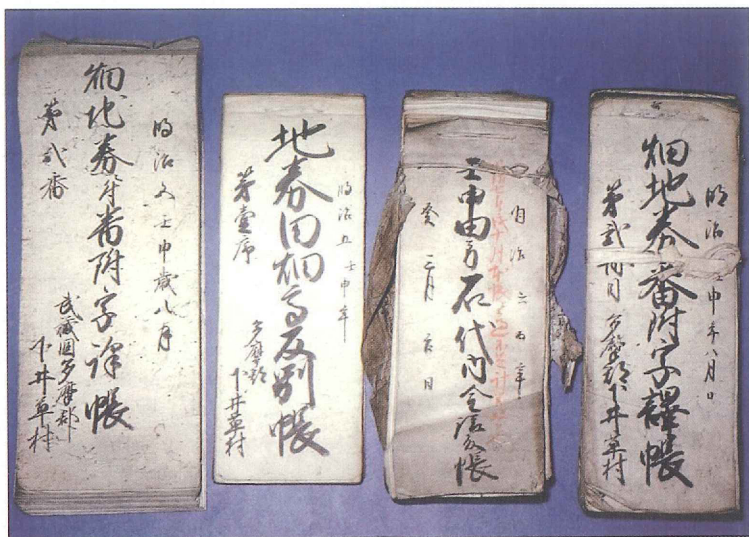


井口益太郎家所藏文書



- 〔指 定 年 月 日〕 平成元年三月三十一日
- 〔種 別〕 有形文化財（古文書）
- 〔名 称〕 井口益太郎家所藏文書
- 〔点 数〕 七五七点
- 〔所 有 者 等〕 個人
- 〔所 在 地 等〕 上井草一丁目

井口益太郎家所蔵文書

本文書の特徴は、その大部分が明治以降の下井草村戸長役場文書と郡役所（南豊島郡）文書である点にある。

戸長役場文書には、下井草村（第八大区六小区）に戸長制度が布かれてから廃止される明治十一年（一八七八）の三新法施行時までの戸長役場の行政文書が網羅されている。この点、井口喜容家・井口公家・慶應義塾大学が所蔵する下井草村関係文書とは異なった独自の文書群を構成している。

南豊島郡役所関係の文書は、明治十一年（一八七八）、下井草村副戸長井口作太郎が、南豊島郡租税係に転じた関係で残されたものと思われる。南豊島郡は、豊多摩郡の成立とともに消滅し、郡として存在した期間は短い。そのため同郡の具体的構成・組織・機能などは十分にはわからないが、本文書の租税関係から同郡の具体相を幾ばくなりとも知ることができ。

前述の他家所蔵の文書と補い合わなければならないが、本文書は、下井草村明治初期の基本的な文書であり、かつ、南豊島郡関係文書を含む貴重な史料である。

【文化財所在地】

